

○ 実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務（用語集参照）を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でない認められる場合には、的確な調査・行政指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

上記の「実績目標（大）」を達成するための「実績目標（小）」

実績目標(小)1-1：税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
実績目標(小)1-3：納税者サービスの充実
実績目標(小)1-4：適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
実績目標(小)1-5：国際化への取組

(注)「実績目標(大)1」は、「実績目標(小)1-1から1-5」の評価結果を総合して、評価を行います。
 なお、実績目標(小)の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「国税職員の定員の推移」
- 参考指標2「申告書の提出件数（個人）」
- 参考指標3「相続税申告書の提出件数」
- 参考指標4「申告書の提出件数（法人）」
- 参考指標5「収納済税額」
- 参考指標6「100円当たりの徴税コスト」
- 参考指標7「事務改善についての提案件数」
- 参考指標8「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	132,333,894千円	外 49,842,755千円 58,226,276千円	外 51,114,142千円 57,549,341千円	外 53,132,137千円 57,059,459千円	/

(注1)「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)1に係る予算額を記載しています。

(注2)斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

(注3)令和3、4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	--	-------------------	---------